

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育長から平成31年3月26日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和元年6月11日

山形県監査委員 小 野 幸 作
山形県監査委員 木 村 忠 三
山形県監査委員 武 田 一 夫
山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
青年の家	予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。	予算の計画的・効率的執行における郵便切手の管理に当たっては、前年度の使用状況や今後の見込み等を考慮して計画的に購入し、必要最低限度の保有に留めるなど、徹底した在庫管理を行うよう管理体制を整えた。